

## 浦幌町議会傍聴規則

### (目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定及び浦幌町議会基本条例（平成24年浦幌町条例第28号。以下「基本条例」という。）の理念及び原則に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

### (傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

2 傍聴席に議会モニター席を設けることができる。

### (傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、議長が指定する場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入するものとする。

2 団体に傍聴しようとする場合は、その代表者又は責任者が前項に規定する事項及び人員を傍聴人受付簿に記入するものとする。

3 傍聴は、先着順とする。なお、傍聴人が多いとき、議長は可能な限り多くの者が傍聴できるよう努めなければならない。

### (議場への入場禁止)

第4条 傍聴人は、いかなる理由があっても議場に入ることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

### (傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、議場の秩序を乱し、又は議事進行の妨害、示威的行為及び他の傍聴人の迷惑になるような行為をしてはならない。

### (写真、映画等の撮影及び録音等)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

2 前項の規定により議長の許可を得る場合は、その用途の詳細等を説明するものとする。

### (議案資料の提供等)

第7条 議長は、傍聴人に議案の審議に用いる資料等の提供又は貸出しを行い、町民の議会傍聴の利便性の確保及び傍聴意欲の高揚に努めるものとする。

### (議長の指示)

第8条 傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。また、議長が係員に指示した場合

にあつては、傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

2 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときは、傍聴することができない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(傍聴の促進)

第10条 議長は、町民参加につながる議会傍聴を促進するため、傍聴の呼びかけに努めるものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年8月29日議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年1月18日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。